

令和3年度地方独立行政法人京都市立病院機構職員
T-S P O T.T B検査業務委託仕様書

地方独立行政法人京都市立病院機構の職員健康診断の一環として行う臨床検査に係る業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、下記のとおり定める。

記

- 1 委託する内容は、T-S P O T.T B検査とする。
- 2 契約期間は、契約締結日から令和4年3月31日までとする。
- 3 検査の主な予定実施時期は、令和3年4月から令和3年7月とする。検査実施以降に採用される職員については、随時協議を行う。
- 4 予定数量は400件で、単価契約とする。
- 5 甲は乙に対し、対象職員の属性（氏名、カナ氏名、氏名コード、所属及び所属コード）を電子情報（CSV形式又はマイクロソフトエクセル形式）で提出する。
- 6 検体は甲において採取し、乙は適宜回収のうえ検査を行うこと。
- 7 乙は、検査実施後、検査結果を個人ごとに印字し、所属・氏名・氏名コードを明示した封筒（窓開き封筒可）に封緘し、当該職員が受診した日から3週間後までには京都市立病院事務局総務担当へ提出すること。
また、上記の検査結果を電子情報（CSV形式又はマイクロソフトエクセル形式）を京都市立病院事務局総務担当へ提出するものとする。
- 8 乙は、本業務の遂行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、契約期間終了後又は本契約が解除された後においても同様とする。
- 9 乙は、本業務の遂行により知り得た秘密、データ等に漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざん及び盗難等の事故が生じた時には、直ちに甲へ通知しその指示に従うとともに、遅滞なく書面で報告しなければならない。

- 10 乙は、本業務の遂行により知り得た秘密の全部又は一部を漏えい、滅失、毀損及び改ざんし、又は盗難などにあつたときは、甲の指定するところにより代金を納め、又は原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む）を賠償しなければならない。
- 11 事前に届け出て甲の同意を得た場合は、乙は請負業務の一部を第三者に請け負わせることができる。ただし、当該第三者に乙が甲及び第三者に対し負うべき義務（秘密保持など含む）と同等の義務を負わせるとともに、乙は甲に対し当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負わなければならない。
- 12 甲が結果報告の内容を検査し、委託事項の完了を確認後、乙からの請求があり、結果報告の報告件数と請求書の請求件数とに齟齬がなく、適正であると認めたときは、60日以内に委託料を支払うものとする。
- 13 その他、本仕様書に定めのないことについて疑義が生じた場合は、甲乙双方協議のうえ定めるものとし、乙は誠実に対応するものとする。

【参考】

検査対象者

対象	予定数	備考
医師及び歯科医師	20	感染症科・呼吸器内科・救急科
看護師	100	結核病棟ほか
上記以外の職員のうち、結核患者に直接接するまたは結核患者の検体を取り扱う業務に従事するもの	70	臨床検査技術科 放射線技術科ほか
新規採用職員	90	結核患者に直接接する業務に従事しない職員は除く。
その他	120	
合計	400	

※ 数量は変動する。

※ 基本的には京都市立病院職員対象の検査であるが、京都市立京北病院職員対象の検査が、5件程度発生する予定。